（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第四条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可（第二十九条―第四十四条）	（新設）
第五章　雑則（第四十四条の二―第四十七条）	第四章　雑則（第二十八条の二―第三十一条）
（趣旨）	（趣旨）
第一条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第六条ノ二、第六条ノ三又は第六条ノ四第一項の規定による事業場の認定、法第六条ノ三又は第六条ノ四第二項の規定による整備規程の認可及び同条第一項の規定による運用規程の認可に関しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。	**第一条**　船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による事業場の認定及び同条の規定による整備規程の認可に関しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
（認定の申請）	（認定の申請）
第四条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。	**第四条**　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　法第六条ノ二（型式承認に係る船舶又は物件にあつては、法第六条ノ五第二項）の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類	二　法第六条ノ二（型式承認に係る船舶又は物件にあつては、法第六条ノ四第二項）の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類
三・四　（略）	三・四　（略）
2　（略）	2　（略）
（確認の方法等）	（確認の方法等）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　検査主任者は、確認を行つたときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に、法第六条ノ二の確認にあつては確認したことを証する認印（製造工事に係る船舶又は物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る船舶又は物件にあつては第五号様式）を、法第六条ノ五第二項の確認にあつては次項に規定する標示を附さなければならない。	2　検査主任者は、確認を行つたときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に、法第六条ノ二の確認にあつては確認したことを証する認印（製造工事に係る船舶又は物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る船舶又は物件にあつては第五号様式）を、法第六条ノ四第二項の確認にあつては次項に規定する標示を附さなければならない。
3・4　（略）	3・4　（略）
（認定の失効及び取消し）	（認定の失効及び取消し）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。	2　国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。
一　（略）	一　（略）
二　第八条、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。	二　第八条、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。
三・四　（略）	三・四　（略）